

展開・先端科目

科 目	公法特別講義 （前期）	単 位
		2
担 当	早川 和宏	
授業内容の概要		
本科目は、行政法 1、行政法 2 で習得した知識を事例に応用することのできる能力の錬成を目指すものである。本科目は、大きく 2 つの柱からなる。 一つ目の柱は、判例分析能力の涵養である。ここでは、最高裁判例の中から、特に重要なものを取り上げ、事案・法令の正確な把握、紛争当事者の主張の分析、争点の把握、各審級における裁判所の判断の正確な理解、自らの意見の文章化といった能力を身につけられるようにしたい。 二つ目の柱は、事例分析能力の涵養である。ここでは、事例演習を行うことにより、法的三段論法を踏まえた、論理的な文書を作成する能力を身につけられるようにしたい。		
授業方法		
毎回の授業につき、報告者を指名する。報告者には、以下の要領でレジュメ、答案を作成の上、報告をしてもらう。 【 判例分析】 2～7回の授業では、判例を2件ずつ取り上げる。報告者には、事実の概要、当事者の主張と争点、各審級の判旨、判決に対するコメント、その他の論点等について、レジュメに基づいた報告を求める。判例 1 件につき、報告者による報告 25 分 + 受講者全員による質疑応答 20 分の時間を割り当てる。 【 事例分析】 8～14 回の授業では、事例問題を 1 問ずつ取り上げる。報告者には、事例問題を分析したレジュメ、答案を提出してもらう。に基づく報告 20 分 + 質疑応答 20 分 + 答案分析 50 分の目安で授業を構成する。		
成績評価の方法		
授業における報告・レジュメの内容・質問への対応、その他の積極的参加の程度及びレポートによって評価する。 成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。		
授業計画		
第 1 回 判例・事例問題の読み方(講義) 第 2 回 43 事件、46 事件(『行政判例百選[第 6 版]』の事件番号を示す。以下同じ) 第 3 回 53 事件、65 事件 第 4 回 77 事件、87 事件 第 5 回 99 事件、159 事件 第 6 回 178 事件、211 事件 第 7 回 214 事件、228 事件 第 8 回 239 事件、241 事件 第 9 回 問題 1 (『事例研究行政法(第 2 版)』第 2 部の問題番号を示す。以下同じ。) 第 10 回 問題 4 第 11 回 問題 6 第 12 回 問題 9 第 13 回 問題 12 第 14 回 問題 14 第 15 回 期末試験(テイクホーム試験の予定)		
使用教材		
教科書(購入必須): 宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『行政判例百選[第 6 版]』 ・ (有斐閣・2012 年) 曾和俊文・金子正史編著『事例研究行政法(第 2 版)』(日本評論社・2011 年) 参考書(購入推奨): 特になし		
前提履修科目 行政法 1・2 を履修済みであることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	ジェンダーと法 （後期集中）	単 位
		2
担 当	長谷川 卓也	
授業内容の概要		
本授業では、法律基本科目の応用的・実務的展開を、ジェンダー法学の視点から行います。 男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題とされています(男女共同参画社会基本法前文)。しかし、現実の社会においては、ジェンダー(社会的に作られた性差)に基づく固定観念・偏見・役割分担(ジェンダー・バイアス)が根強く存在し、それは生活の中で個人に刷り込まれ、またシステムの維持・再生産されています。このようなジェンダー・バイアスが、無自覚のままに司法の場に持ち込まれると、司法が人権擁護の使命を十分に果たすことができず、さらには司法自体が人権侵害を引き起こしかねないという重大な危険を孕んでいます。 このような司法におけるジェンダー・バイアスの問題について、民事法・刑事法・憲法の各分野にわたって、実務の事案や社会問題を題材に取った参加型ワークショップによって体験的に、知識と思考方法を習得していただきます。他の科目と異なり、既存の法規定・実務の勉強ではなく、既存の法規定・実務に対して問題意識を向けていく鋭敏な感覚と思考能力の習得を目指すのが、ジェンダー法学の眼目です。ワークショップを通じて、他人の考え方との出会い、自分の中の無意識な部分の「気づき」と考え方の新たな広がりを、ぜひ体験していただきたいと思います。		
授業方法		
基礎的知識の解説講義と、グループディスカッションやロールプレイなどの参加型ワークショップで構成します。 予習は、ワークショップの題材となるケースや設問に目を通しておいていただく程度にする予定です。必要なジェンダー法の知識は、授業中に説明します。むしろ、対応箇所の法律基本科目の知識を確認しておくことが、ワークショップをより有意義にする手助けになります(ただし、法律基本科目が履修済みでなくても、問題はありません。)。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、テイク・ホーム試験によって評価します。成績はA・B・C・D・FまたはN(不合格)の5段階によります。		
授業計画		
順番は、ゲストスピーカーの都合により変更になります。 第1回 総論1:ジェンダーの基礎理論とジェンダー法学の意義 第2・3回 民事法編1(不法行為法・契約法):労働分野における男女差別問題の法理と実務 第4・5回 民事法編2(不法行為法・契約法):セクシュアル・ハラスメント 第6・7・8回 民事法編3(家族法・家事手続法):離婚事件の実務の諸問題、DV事件の実務 第9・10・11回 刑事法編(刑法・刑事訴訟法):性犯罪の刑事手続の諸問題、犯罪被害者保護法制 第12回 憲法編1(基本的人権・統治):平等権と統治機構...ポジティブ・アクションの法理 第13回 憲法編2(基本的人権):新しい人権...リプロダクティブ・ヘルス/ライツ 第14回 総論2:女性政策・立法のあゆみ/法曹界における男女差別 第15回 定期試験(テイク・ホーム)		
使用教材		
教科書(購入必須) 第二東京弁護士会両性の平等に関する委員会 司法におけるジェンダー問題諮問会議 編 『事例で学ぶ 司法におけるジェンダー・バイアス 改訂版』 明石書店、2009 参考書(購入推奨) 辻村みよ子著『概説 ジェンダーと法』 信山社 吉岡睦子・林陽子編著『実務 ジェンダー法講義』 民事法研究会		
前提履修科目 特になし		

展開・先端科目

科 目	行政訴訟実務論 （後期）	単 位
		2
担 当	近藤 卓史	

授業内容の概要

行政の領域ごとに事例を素材にして行政訴訟全般を学ぶ。種々の行政活動に関し、行政過程のどの段階でどのような訴訟を提起することが可能で効果的か、そして行政活動の違法性を基礎づける主張をする場合にどのような視点が必要かを考える。あわせて法律文書作成能力の養成もはかりたい。

授業方法

毎回教科書を利用して課題について起案してもらい、それに基づいて質疑・討論を中心とした内容とする。

成績評価の方法

毎回の課題の提出及び授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。

授業計画

第1回

行政過程

第2回

情報公開

第3回

まちづくり行政（1）

第4回

まちづくり行政（2）

第5回

まちづくり行政（3）

第6回

営業規制（1）

第7回

営業規制（2）

第8回

営業規制（3）

第9回

給付行政

第10回

公物・公共施設の管理

第11回

環境・衛生行政（1）

第12回

環境・衛生行政（2）

第13回

入管行政

第14回

総合問題

第15回

定期試験

使用教材

教科書(購入必須)： 曾和俊文・金子正史編著「事例研究 行政法」日本評論社

参考書(購入任意)：

前提履修科目 行政法1・2の単位を取得していること。なお、公法総合も履修済みであることが望ましい。

展開・先端科目

科 目	地方自治法 （後期）	単 位
		2
担 当	早川 和宏	
授業内容の概要		
地方公共団体は、住民にとって最も身近な行政主体である。出生届(転入届)の提出から(考えようによっては、母子健康手帳の交付から)、死亡届(転出届)の提出に至るまでの間、住民の日々の生活を地方公共団体と切り離して考えることはできない。しかし、日常的に地方公共団体との関係を意識している住民は、ほとんど居ない。 地方公共団体と住民とが、良好な、法令に合致した関係を維持しているのであれば、あえて「関係」を意識する必要はない。しかしながら、住民が自覚しているか否かはともかくとして、法的に見た場合に「良好ではない・法令に反した関係」が散見されることも事実である。 そこで、本講義では、地方自治制度全般を概観することにより、地方公共団体の組織・任務や、地方公共団体と住民との関係等を、法的に捉えなおすことを試みたい。これによって、地域における法的紛争を見出し、解決策を提示する能力を得られると考えるからである。		
授業方法		
授業は、下記の授業計画に従い、宇賀克也『地方自治法概説(第5版)』(有斐閣・2013年)を使用して、講義形式で行う(授業計画は、授業の進行予定を示すものであり、必ずしも1回の講義ごとに対応しているわけではない)。講義の順序は、テキストと一致するわけではないので、予習についてはレジュメで指示する。 講義形式をとりつつも、憲法、行政法等の基礎的な知識につき適宜発言を求め、議論することにより、ゼミのような授業にしたい。		
成績評価の方法		
授業における積極的参加の程度(発言内容、無断欠席の有無等。場合によっては提出物を含む)及び期末試験によって評価する。成績は、A・B・C・D・F又はNの5段階で評価する。		
授業計画		
第1回 地方自治の考え方		
第2回 地方公共団体の種類		
第3回 地方公共団体のしごと		
第4回 地方公共団体の組織(1) ～基本原理・議会～		
第5回 地方公共団体の組織(2) ～長・その他の執行機関・地方公務員～		
第6回 地方公共団体の活動形式(1) ～法令の執行者として～		
第7回 地方公共団体の活動形式(2) ～立法者として～		
第8回 地方公共団体の活動形式(3) ～立法者として～		
第9回 地方公共団体の活動形式(4) ～調整者・給付の提供者として～		
第10回 地方公共団体の財政(1) ～予算から決算まで～		
第11回 地方公共団体の財政(2) ～住民監査請求・住民訴訟～		
第12回 地方公共団体の財政(3) ～住民監査請求・住民訴訟～		
第13回 地方公共団体の財政(4) ～住民監査請求・住民訴訟～		
第14回 地方公共団体を育てる? ～主権者の力～		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須):宇賀克也『地方自治法概説(第5版)』(有斐閣・2013年)		
参考書(購入任意):磯部力・小幡純子・斎藤誠編『地方自治判例百選(第4版)』(有斐閣・2013年)		
前提履修科目 なし		

展開・先端科目

科 目	環境法 2 （前期）	単 位
		2
担 当	坂口 洋一	

授業内容の概要

この授業では、自然保護法、環境影響評価法、景観・まちづくり、土壌汚染対策、廃棄物処理、循環型社会、の領域を中心に取り上げ、環境紛争の解決能力を深める。

授業方法

授業の進め方は、下記の「授業計画」に従い、環境法の基礎知識の説明・確認を行い、紛争事例の解説を行う。

成績評価の方法

授業中の討論参加と期末試験の総合で行う。A・B・C・D・FまたはN（不可）の5段階による。

授業計画

第 1 回

環境訴訟総論

第 2 回

自然保護法概説（生物多様性基本法、自然公園法、希少種保存法、自然再生法など）

第 3 回

自然保護をめぐる紛争事例の検討

第 4 回

環境影響評価法

第 5 回

環境影響評価をめぐる紛争事例

第 6 回

景観をめぐる紛争事例の検討

第 7 回

まちづくりの法

第 8 回

自然共存型社会とエネルギー自給圏

第 9 回

土壌汚染対策法

第 1 0 回

土壌汚染をめぐる紛争事例の検討

第 1 1 回

廃棄物処理法

第 1 2 回

廃棄物処理施設をめぐる紛争事例の検討（ 1 ）

第 1 3 回

廃棄物処理施設をめぐる紛争事例の検討（ 2 ）

第 1 4 回

循環型社会づくりの法（循環基本法、容器リサイクル法、家電リサイクル法など）

第 1 5 回

期末試験

使用教材

教科書（購入必須）：

1

坂口洋一『里地里山の保全案内―保全の法制度・訴訟・政策―』（上智大学出版、2013年）
（本書は授業計画の第2回から8回まで使用）

2

電子教科書（必須・購入の必要なし）（授業計画の第9回から14回まで使用）

参考書（購入推奨）：

前提履修科目

なし

展開・先端科目

科 目	労働法 2 （前期）	単 位
		2
担 当	岡部 史信	

授業内容の概要

本講座は、労働法 1 の続編です。したがって、原則的かつ基本的には労働法 1 と同じ方針、すなわちレジュメおよび基本書の読み込みを中心とした講義を行なうことで、基礎的な事柄について一通り理解することを目指します。範囲としては、主として集团的労使関係、労働市場関係を対象としますが、本年度は、平成 25 年度後期の「労働法 1」で積み残した個別的労働関係のテーマをまず整理する予定にしています。

授業方法

上記のように、基本書の読み込みが中心ですが、適宜事例などを紹介し、受講者の理解を深めていきたいと思っています。講義中、可能な限り双方向の形式で授業を進めていきたいと考えています。なお、可能な限り毎時間、レジュメや基本書の読み込みのための課題を示します。この課題の提出は、成績評価には直接反映させることはしませんので、受講者各人が自己のペースで作成すれば結構です。提出があった場合には、添削して返却します。

成績評価の方法

授業への出席状況、提出対象とするレポートの提出状況およびその内容、期末試験の成績を総合評価します。成績は、「A」、「B」、「C」、「D」、「F」（評価結果による不可）または「N」（出席不良による評価不能）の 5 段階です。

授業計画

第 1 回

休憩、休日、休暇、休業、休職

第 2 回

労働者の人格権

第 3 回

未成年者・妊産婦・女性の特別保護と実効的男女平等の実現

第 4 回

パートタイム労働、派遣労働

第 5 回

配転、出向、人事、懲戒

第 6 回

労災補償

第 7 回

解雇その他の原因による労働契約の終了

第 8 回

個別紛争処理法と労働審判法

第 9 回

労働組合

第 10 回

団体交渉

第 11 回

労働協約

第 12 回

団体行動

第 13 回

不当労働行為

第 14 回

団体的労使関係紛争の解決手続

第 15 回

期末試験（一斉試験を実施します）

* この授業計画は、平成 25 年度の授業進行状況を参考に記してあります。したがって、個別的労働関係の項目は「労働法 1」の進行状況により異なります。

使用教材

教科書（購入必須）：

菅野和夫『労働法 第 10 版』（弘文堂）

荒木尚志ほか『ケースブック労働法 第 3 版』（有斐閣）

* 改訂版が出版された場合にはその最新版を使用します。

参考書（購入任意）：

別冊ジュリスト労働判例百選〔第 8 版〕（有斐閣）。その他、講義中に適宜指示します。

前提履修科目 労働法 1 を受講していることが望ましいです。

展開・先端科目

科 目	情報法 （前期）	単 位
		2
担 当	近藤 卓史	
授業内容の概要		
高度情報化がすすむ現代社会において、「情報」が「法」とどのようなかわりをもつのか明らかにし、情報と法に関する現代的課題を検討する。授業では、憲法21条が保障する表現の自由の基本原理をふまえたうえで、表現の自由が「情報」との関係でどのように具体化され、またどのような制約を受けるのか、具体的事例を素材に検討を加える。メディアの表現・報道の自由、名誉毀損と表現の自由、プライバシー侵害と表現の自由、情報公開法制、個人情報保護法制について判例を中心に扱う。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回の講義に関する参考文献、参考資料を事前に提供し、当日はそれを前提として双方向の授業を行う。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN(不可)の5段階とする。		
授業計画		
第1回 表現の自由の一般理論		
第2回 メディアの表現・報道の自由(1)		
第3回 メディアの表現・報道の自由(2)		
第4回 名誉毀損と表現の自由(1)		
第5回 名誉毀損と表現の自由(2)		
第6回 プライバシー侵害と表現の自由(1)		
第7回 プライバシー侵害と表現の自由(2)・放送の自由		
第8回 性表現と表現の自由・営利的表現と表現の自由		
第9回 インターネットと表現の自由		
第10回 情報公開法(1)		
第11回 情報公開法(2)		
第12回 情報公開法(3)		
第13回 個人情報保護法(1)		
第14回 個人情報保護法(2)		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須): なし		
参考書(購入任意): 芦部信喜「憲法学」有斐閣		
松井茂記「マス・メディア法入門」日本評論社		
宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説」有斐閣		
宇賀克也「個人情報保護法の逐条解説」有斐閣		
前提履修科目		
憲法1の単位を取得していること。		

展開・先端科目

科 目	消費者法 （後期）	単 位
		2
担 当	池本 誠司	
授業内容の概要		
消費者問題は、現代社会の中で広範かつ深刻な被害が多発している分野であり、市民から法律相談を受け受任する機会も多い。また、消費者関係特別法の制定・改正も頻繁に行われ、消費者行政システムの動きも大きい分野である。 訪問販売被害、クレジット契約被害、投資勧誘取引被害、サラ金多重債務被害、欠陥商品被害など、多発する消費者被害事件について、法律実務家として適切に対処・救済できるよう、民法の原則を修正する解釈論の展開と、特定商取引法、割賦販売法、消費者契約法、貸金業法、利息制限法などの特別法の概要を把握し、理論と実務を総合的に検討する。民事的対処のほか、消費者被害の防止に向けた消費者行政の対応と弁護士の関与についても検討する。		
授業方法		
毎回のテーマに関連する課題事例を事前に提示し、これについて民法の解釈適用と特別法の適用関係の概要を事前学習することを期待する。当日は、質疑を交えつつ、争点の理解に力点を置く。		
成績評価の方法		
授業で取り上げたテーマの中から期末試験を行う。 成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。		
授業計画		
第1回 訪問販売被害とクーリング・オフ（特定商取引法1） 第2回 不当勧誘行為と契約取消権（消費者契約法1、特定商取引法2） 第3回 通信販売とインターネット取引（特定商取引法3、電子消費者契約特例法） 第4回 特定継続的役務提供契約と不当条項の効力規制（特定商取引法4） 第5回 消費者契約における不当条項の効力規制（消費者契約法2） 第6回 利殖商法被害（特定商取引法5、無限連鎖講防止法、出資法、特定商品預託法） 第7回 投資勧誘取引被害と不法行為法理の活用（金融商品取引法、金融商品販売法） 第8回 消費者取引における過失相殺 第9回 クレジット契約被害と取引適正化（割賦販売法1） 第10回 クレジット契約の解除・取消し（割賦販売法2） 第11回 多重債務と貸金業の規制（利息制限法、出資法、貸金業法） 第12回 多重債務整理の諸手続（破産、個人再生、任意整理） 第13回 欠陥商品被害の未然防止と救済（製造物責任法） 第14回 消費者政策の展開（消費者行政、消費者団体訴訟制度、集团的被害救済制度等） 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）：日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編「消費者法講義（第4版）」日本評論社 参考書（購入推奨）：「消費者法判例百選」有斐閣		
前提履修科目		
民法1、民法3、民法4を履修済みであることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	民事法特別講義 1 （前期）	単 位 2
担 当	田中 宏	
授業内容の概要		
実体法レベルで債権が存在し、訴訟法レベルで認容判決がなされても、実際に債権の内容に則した経済的利益を回収しなければ、債権は画に描いた餅である。そこで、債権を強制的に回収するために、強制執行という制度が設けられ、勝訴判決を無意味にしないために民事保全という制度が置かれている。 債務者のもとに回収の引き当てとなる財産がなければ、債権回収の制約を受けることとなるが、それを回避するために、予め担保を取る。貸し倒れリスクを軽減でき、与信の緩和につながる。しかし、過度に担保権者を保護すれば、債務者や競合する債権者の利益が損なわれるため、利害関係人の調整が問題になる。 本講義では、 民事執行法・民事保全法の学修を軸としつつ、 債権回収の場面における債権者その他の利害関係人との調整について学修し、法律実務への対応力を養うことを目標とする。		
授業方法		
教科書と配付する講義資料に基づいて、民事執行法・民事保全法の基礎理論と手続の流れを学修していく。ただし、単に手続をなぞるのではなく、教科書に掲載されている判例等に論及しながら、できるだけ民法・民事訴訟法等の復習になるようにしていく。講義が中心となるが、発問等によって理解度を確認していく。事例検討では、予め具体的な事例を示し、学生には、事前準備のうえ講義に臨むことを求める。		
成績評価の方法		
原則として期末筆記試験の結果による。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。		
授業計画		
第1回 民事執行の世界・強制執行の組み立て（1）		
第2回 強制執行の組み立て（2）		
第3回 担保執行の組み立て・不動産競売（1）		
第4回 不動産競売（2）		
第5回 不動産の収益からの債権回収		
第6回 金銭債権に対する強制執行（1）		
第7回 金銭債権に対する強制執行（2）		
第8回 その他の民事執行		
第9回 「渡せ」「せよ」「するな」の強制執行		
第10回 執行救済の体系（1）		
第11回 執行救済の体系（2）		
第12回 民事保全（1）		
第13回 民事保全（2）		
第14回 事例検討		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）：中野貞一郎「民事執行・保全入門 [補訂版]」（有斐閣）		
参考書（購入推奨）：上原敏夫ほか「民事執行・保全判例百選 [第2版]」（有斐閣）		
前提履修科目		
民法1～6，民事訴訟法1・2を履修済みであることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	民事法特別講義 2 （後期）	単 位
		2
担 当	田中 宏	

授業内容の概要

実務で多く取り扱われる紛争類型をとりあげ、その解決 - 主として訴訟による - のために民法を中心とする実体法がどのようにして使われるか、また、訴訟法がどのように機能しているのかを学修する。紛争事例をもとに、法律基本科目で学修した事項を補い、必要に応じて民事訴訟法や証拠と事実認定の領域にも踏み込み、実務的視点から、法律基本科目の知識を検証・補充・展開することを目的とする。また要件事実論については、指定したテキストの解説にとどまらず、その役割について批判的に考察することを目標とする。

授業方法

仮設の事例を素材とした、当事者のとるべき攻撃防御方法についての考察や、判例を素材とした規範の検討など、実務における武器の組み立て方について検討する(詳細は別途告知する)。授業は、一方的な講義ではなく、練習型の Übung を旨とする。

成績評価の方法

期末テストを基本とするが、演習への参加状況(出席・発言・提出物等)も点数調整要素として使用することがある。成績評価は、A B C D F または N の 5 段階とする。

授業計画

第1回 売買契約に関する紛争(1)

第2回 売買契約に関する紛争(2)

第3回 貸金に関する紛争(1)

第4回 貸金に関する紛争(2)

第5回 不動産所有権・登記に関する紛争(1)

第6回 不動産所有権・登記に関する紛争(2)

第7回 不動産所有権・登記に関する紛争(3)

第8回 不動産所有権・登記に関する紛争(4)

第9回 賃貸借契約に関する紛争(1)

第10回 賃貸借契約に関する紛争(2)

第11回 動産所有権に関する紛争(1)

第12回 動産所有権に関する紛争(2)

第13回 債権の帰属に関する紛争(1)

第14回 債権の帰属に関する紛争(2)

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須): 司法研修所『改訂紛争類型別の要件事実』(法曹会)

参考書(購入任意): 司法研修所『新問題研究要件事実』(法曹会)

前提履修科目: 2年次までの民事系必修科目すべてを履修済みであることが望ましい。

【留意事項】

紙面の関係で講座の趣旨や運営方法について十分に説明しきれない。開講(後期)までに補充説明書を掲載するので、あわせて精読されたい。

展開・先端科目

科 目	医事法 （前期）	単 位
		2
担 当	上田 正和	
授業内容の概要		
社会的にも注目を浴びている「法と医療」の問題について、主に医療関係事件の手続の流れとその際に問題となる実体法上・手続法上の重要問題を取り上げることによって、医療関係事件さらには「法と医療」の問題全般への関心と理解を深めることを目的とする。結論を追うだけでなく、考えながら学ぶことを目指したい。 法曹として関わる医療関係事件は専門性が高いと言われ、とりわけ患者側代理人にとっては困難な類型の事件であるが、専門訴訟の代表例としてこれまでの民事訴訟法改正問題をリードし、証拠保全（検証）、争点及び証拠の整理手続、書証、尋問、鑑定、和解等の民事訴訟法上の様々な手続が登場し、実体法（民法）上も、過失論（医療水準論）、因果関係論、損害論等の興味深い法的論点や重要判例が数多く存在する。 民法や民事訴訟法そして民事訴訟実務の総まとめとして、民事法全般についての実践的な理解を深めるためにも有用なものとして（なお、刑事法上の諸問題も合わせて取り上げる）。医学的な専門知識は不要である。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、事前に、毎回の授業テーマについての教員作成のレジュメ及び参考資料を提供する。 毎回の授業は、教員作成のレジュメに沿って講義と質疑討論を適宜組み合わせることによって進められる。学生の積極的な参加（発言や問題提起等）を期待したい。		
成績評価の方法		
毎回の授業への積極的な参加の程度（平常点）と期末試験によって総合的に評価する。 成績評価は、A・B・C・D・F又はN（不可）の5段階とする。		
授業計画		
第1回 医療関係事件の特徴、医療関係事件の手続全体の流れ、相談や受任に当たっての留意点 第2回 医療記録（カルテ類）の収集、医療記録入手後の作業（調査、協力医、説明会開催） 第3回 示談交渉の申入れと進め方 第4回 訴訟提起と法律構成（債務不履行と不法行為） 第5回 訴訟手続の特徴（争点及び証拠の整理手続、診療経過一覧表）、訴訟における主張・立証の方法 第6回 過失論（医療水準論） 第7回 因果関係をめぐる議論（証明の程度、不作為と因果関係、原因競合事案） 第8回 損害論（損害の種類、損害の評価） 第9回 立証手続（書証、私的鑑定意見書、尋問、鑑定） 第10回 示談や和解による解決（条項）と判決、医療関係事件の解決における特徴や留意点 第11回 自己決定権と説明義務、がんの告知 第12回 医療過誤と刑事事件（刑事法上の問題点） 第13回 脳死と臓器移植 第14回 安楽死と尊厳死、医療基本法の制定をめぐる問題 第15回 期末試験		
使用教材		
参考書： 手嶋 豊 著『医事法入門〔第3版〕』（有斐閣）（平成23年） 加藤良夫 編著『実務医事法講義〔第2版〕』（民事法研究会）（平成26年） 加藤良夫・増田聖子著『患者側弁護士のための実践医療過誤訴訟』（日本評論社）（平成16年） 判例文献：甲斐克則 他 編『医事法判例百選〔第2版〕』（有斐閣）（平成26年）		
前提履修科目 特になし		

展開・先端科目

科 目	特別刑法 （後期）	単 位
		2
担 当	上田 正和	
授業内容の概要		
刑法と刑事訴訟法について一通りの学習を終えたことを前提に、刑法典以外の特別刑罰法規(特別刑法)の中から重要な犯罪類型を選び、具体的な事例(判例)を取り上げながら、特別刑罰法規の内容や理論的・実務的に重要な刑事法上の問題点を検討し、刑事法の実践的な理解を深める演習的な科目である(特別刑罰法規に加えて、一部、刑法犯の発展的な事例をも取り上げる)。特別刑法の対象領域は広範囲にわたるが、その中から代表的な犯罪分野・犯罪類型を取り上げ、刑法や刑事訴訟法で学習した内容がどのように発展的に展開されているのか、また、新しい犯罪現象に対してどのような刑事規制が行われているのか(行われようとしているのか)を概観する。刑法や刑事訴訟法だけでなく、他の法分野(憲法や行政法や民法等)との関係を意識する必要もある。法科大学院における刑事法の学習の最終段階における総合的な発展・応用型の授業内容にすると共に、刑法や刑事訴訟法の具体的な理解がより深まるようにもしたい。		
授業方法		
T K C 教育研究支援システムによって、事前に、毎回の授業テーマについての教員作成のレジюме及び判例その他の資料を提供する。 毎回の授業は、教員作成のレジюме及び判例その他の資料に沿って講義と質疑討論を適宜組み合わせることによって進められる。学生の積極的な参加(発言や問題提起等)を期待したい。		
成績評価の方法		
毎回の授業への積極的な参加の程度(平常点)と期末試験によって総合的に評価する。成績評価は、A・B・C・D・F 又は N (不可) の 5 段階とする。		
授業計画		
第 1 回 特別刑法の全体構造と特徴，特別刑法の保護法益，法人処罰，共犯論		
第 2 回 行政刑罰法規と故意(1)		
第 3 回 行政刑罰法規と故意(2)		
第 4 回 薬物犯罪(1)		
第 5 回 薬物犯罪(2)		
第 6 回 医事刑法(1)		
第 7 回 医事刑法(2)		
第 8 回 ハイテク犯罪(サイバー犯罪)(1)		
第 9 回 ハイテク犯罪(サイバー犯罪)(2)		
第 1 0 回 経済刑法(1)		
第 1 1 回 経済刑法(2)		
第 1 2 回 経済刑法(3)		
第 1 3 回 経済刑法(4)		
第 1 4 回 環境刑法		
第 1 5 回 期末試験		
使用教材		
教科書・参考書：教員作成のレジюме及び判例その他の資料を各回の授業毎に事前に提供		
前提履修科目(単位を取得していることが望ましい科目)		
刑事法入門，刑法の基礎，刑法1，刑法2，刑事訴訟法1，刑事訴訟法2，刑事法総合		

展開・先端科目

科 目	刑事事実認定論 （前期）	単 位
		2
担 当	丸山 輝久	
授業内容の概要		
具体的課題に対する自宅起案を基に、法律文章作成能力の養成、刑事の事実の整理及び摘示の方法、法律の適用の習得、事実認定の素材となる証拠能力(違法捜査と証拠能力の関係、伝聞証拠、自白の任意性)、証拠価値(客観証拠、供述証拠、状況証拠)の理解、認定の対象と主張との関係(訴因論)の理解、などを目的とする。		
授業方法		
8回は講義形式であるが対話を重視し、6回は事前に課題に対する起案を提出させそれに基づいた質疑及び討論を中心とした内容とする。		
成績評価の方法		
合格(単位取得)は、授業出席11回以上であること、起案提出4回以上であること、総合点で下記の40%以上(の点数を得ていることの3つの条件をクリアすることが必要である。		
平常点の内訳は、起案6回につき1回の起案ごとに提出2点、起案内容評価で最高点8点から0点の満点が10点とし、その合計点の満点60点とする。期末試験は100点満点とする。したがって、成績評価は最高点が160点である。		
単位取得最低ラインは、160点の40%の64点以上とし、得点順にA＝10%前後、B＝30%前後、C＝50%前後、D＝10%前後とする。なお、各回の起案については評価・講評を各人に告知する。		
授業計画		
第1回 講義：刑事裁判における事実認定とは		
第2回 講義：訴因論		
第3回 自宅起案と講評：訴因問題		
第4回 講義：捜査の適法性と証拠能力		
第5回 自宅起案と講評：捜査に関する課題		
第6回 講義：伝聞証拠		
第7回 自宅起案と講評：伝聞証拠に関する課題		
第8回 講義：事案の捌き方（刑法総論を中心として）		
第9回 自宅起案と講評：刑法総論問題		
第10回 講義：事案の捌き方（違法性阻却事由）		
第11回 自宅起案と講評 刑法（違法阻却事由）の課題		
第12回 講義：事案の捌き方（財産犯について）		
第13回 自宅起案と講評 （財産犯）		
第14回 講義：財産犯の捌き方		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）： 「判例を基にした事実認定の基礎知識」（著者当職・現代人文社発行）。研究室にて4000円で販売。		
前提履修科目		
刑法、刑事訴訟法の科目の履修を完了(合格)していること。		

展開・先端科目

科 目	刑事法特別講義 1 （後期）	単 位
		2
担 当	中島 広樹・新屋 達之	
授業内容の概要		
第1～9回までの刑法については、共犯論と各論の重要問題を中心に総合的整理を行う。各テ・マに関する事例問題を対象に、理論的問題を検討するとともに関連判例の理由付けの理解に力点を置いた授業を予定している。 第10～14回は刑事訴訟法関係とし、特に捜査手続との関連で証拠法を、また、理論的にも難解な問題である訴因変更制度を取り上げる予定とする。 但し、本欄記載の内容は予定であり、参加者の人数等の関係で、授業内容を変更する可能性があるので注意すること。具体的な内容はTKCシステムによる。		
授業方法(予定。担当者、人数などで変更されることがある)		
参加者は課題事例について起案を提出する。 テ・マに関連した小テストを知識確認のため冒頭で10分程度行う。 課題に関するさまざまな問題についての双方向授業がメインとなる。		
成績評価の方法		
期末試験の成績を重視するが、もちろん、出席や授業への参加の程度等も考慮し、成績は A・B・C・D・F 又は N の五段階で評価する。		
授業計画(なお、変更可能性あり)		
第1回 序講 第2回 間接正犯事例 第3回 共謀共同正犯・承継的共同正犯事例 第4回 過失の共同正犯事例 第5回 従犯の諸問題 第6回 共犯と身分 第7回 共犯と錯誤 第8回 共犯と中止・離脱 第9回 共犯と正当防衛 第10回 捜査・証拠法(供述証拠関係) 第11回 捜査・証拠法(非供述証拠関係) 第12回 証拠法(伝聞法則1) 第13回 証拠法(伝聞法則2) 第14回 訴因変更制度 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須): 曾根威彦「刑法総論(4版)」・「刑法各論(5版)」、大谷實「刑法講義総論(新版第4版)」・「刑法講義各論(新版第4版)」、前田雅英「刑法総論講義(5版)」・「刑法各論講義(5版)」 いずれか一冊でもよいが、できれば三冊あれば便利である。 刑事訴訟法については、各自使用のものを持参されたい。但し、担当者は白取または田口のもを前提とする。 参考書(購入任意): 刑法判例百選 (6版)、刑法判例百選 (6版)。前田・最新重要判例250(9版)。必要に応じて、随時指示する。 刑事訴訟法については、刑訴判例百選、刑訴法の争点をベースとし、随時、指示する。		
前提履修科目	刑法1・2、刑事訴訟法1・2	

科 目	刑事法特別講義 2 （後期）	単 位 2
担 当	上田 正和	
授業内容の概要		
今年度、新規に開講される授業科目である。刑法と刑事訴訟法についての一通りの学習を終えたことを踏まえて、刑事法分野における重要テーマについて、判例や事例問題を主な題材として、判例・実務における問題解決方法や重要な学説の主張内容をやや掘り下げて学習することによって、当該テーマについての理解を深めることを目的とする。授業で取り上げるテーマは、過失犯、詐欺罪、伝聞証拠と伝聞法則等を予定しているが、関連するその他の問題点も必要に応じて取り上げられる。過失犯、詐欺罪、伝聞証拠と伝聞法則は、いずれも刑事法分野における重要テーマであるが、最近の重要判例も多くあり、難解ではあるが発展性のあるテーマでもある。これらのテーマについて、理解を十分に深めたい意欲のある学生の履修を期待している。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、事前に、毎回の授業で検討する判例や事例問題と検討課題を提供する。 毎回の授業は、上記の判例や事例問題と検討課題についての質疑討論とこれを補充する講義を適宜組み合わせることによって進められる。学生の積極的な参加(発言や問題提起等)を期待したい。		
成績評価の方法		
毎回の授業への積極的な参加の程度（平常点）と期末試験によって総合的に評価する。成績評価は、A・B・C・D・F又はN（不可）の5段階とする。		
授業計画		
第1回 過失犯（1）		
第2回 過失犯（2）		
第3回 過失犯（3）		
第4回 過失犯（4）		
第5回 詐欺罪（1）		
第6回 詐欺罪（2）		
第7回 詐欺罪（3）		
第8回 詐欺罪（4）		
第9回 伝聞証拠と伝聞法則（1）		
第10回 伝聞証拠と伝聞法則（2）		
第11回 伝聞証拠と伝聞法則（3）		
第12回 伝聞証拠と伝聞法則（4）		
第13回 その他の最近の刑事法における重要問題（1）		
第14回 その他の最近の刑事法における重要問題（2）		
第15回 期末試験		
使用教材		
各自の基本書・参考書		
前提履修科目(単位を取得していることが望ましい科目)		
刑事法入門、刑法の基礎、刑法1、刑法2、刑事訴訟法1、刑事訴訟法2、刑事法総合		

展開・先端科目

科 目	国際関係法（公法系）1（前期集中）	単 位
		2
担 当	宮崎 孝	
授業内容の概要		
法曹の仕事に携わるためには、国内法のみならず国際法の知識が不可欠である。この授業では、国際法がどのようにして形成されてきたか、その法源と背後にある国際政治経済の現実を読み解き、国際法の成立に寄与する慣行、学説、国際合意、国家実行ならびに国際法の適用・遵守の実態を明らかにする。その一端として国際司法裁判所等の判例やガット・WTOの紛争審決例も紹介する。さらに、主権国家間の合意(国家同意)に依存し、国内法におけるような強制機関を欠く国際法の実効性を強化する方策について考える。		
授業方法		
国際法になじみの少ない受講者が多いことを前提に、まず国際法入門書を教科書に指定し、受講前に通読することを求め、授業では国際法の概要をできるだけわかりやすく説明する。受講者が講義内容を理解できない場合には、講師の説明が不十分と考えられるので、ためらわずに質問すること。授業ごとに講義概要(TKC上)と参考資料を配り、双方向の質問・討論を行う。講義中随時行う小試験により、受講者の理解度を確かめる。		
成績評価の方法		
期末試験のレポートの内容により判定する。評価はA・B・C・D・FまたはNの5段階とする。		
授業計画		
第1回 国際法の誕生(成立と法源:唯一の国際立法機関としての国家、国家合意としての条約・慣習法、国際法と国内法の関係など)		
第2回 国際法の主体・対象(国家、非国家団体、NGO、企業、個人)		
第3回 国家および政府の承認(法律問題か政治問題か、国家承継、承認・承継の要件と効果、破綻国家など)		
第4回 国家の基本的権利義務(主権、国家管理権、国家免除など)		
第5回 国際人権法(世界人権宣言、基本的人権、拷問の禁止、女権尊重、人種差別の禁止など)		
第6回 国家責任(国家責任条文、国際義務違反と国際責任、国際請求、外交的保護権など)		
第7回 国家領域(領土、内水、領海、領空、極地、国際化地域など)		
第8回 海と空の国際法(国連海洋法条約、公海、大陸棚、排他的経済水域、深海底、航空法、宇宙法など)		
第9回 国籍・外国人の地位(重国籍、出入国管理、在留外国人の権利義務、難民、亡命者、国家元首、外国使節、外交特権、領事制度など)		
第10回 国際組織(世界的・地域的政治組織、経済的国際組織:国連、専門機関、貿易機関、地域統合、発展途上国の取り扱い、EU,OAS,OECD,ASEAN,AU,APEC,東アジア共同体、IMF、世銀、ガット、WTO、UNCTAD など)		
第11回 国際環境法(酸性雨、オゾン層破壊、地球温暖化、生物多様性の保全等の問題に対応する多角国際協定、持続可能な発展、予防原則など環境法の原則)		
第12回 国際紛争の平和的解決I(政治紛争:外交交渉—関係国間解決、国際調停、国際裁判=ICJなど)		
第13回 平和的解決II(経済紛争:外交・貿易交渉—関係国間解決、WTO 提訴 - 紛争解決手続きの司法化)		
第14回 武力紛争法(武力不行使原則、国際安全保障組織、人道法 - 人道主義・軍事目標主義、国際刑事裁判所 ICC)		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須):松井芳郎ほか著「国際法(第5版)」有斐閣Sシリーズ 田中則夫ほか代表編集「ベーシック条約集2013年」(=最新版)東信堂		
参考書(購入推奨):小寺彰ほか編「国際法判例百選(第2版)」別冊ジュリストNo.204 有斐閣 国際法学会編「国際関係法辞典(第2版)」三省堂		
前提履修科目:なし		

展開・先端科目

科 目	倒産法 1 （後期）	単 位
		2
担 当	上野 保	
授業内容の概要		
倒産処理手続の基本となる破産法を学修し、倒産法制の理念や基本となる規律を理解する。学修に際しては、手続の規律を正確に把握すること、そのような規律が定められている理由や制度趣旨を理解すること、法令に定められた規律や手続を具体的な事例に適用できるようすること、に重点を置く。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムにレジュメと事前設問を掲載するので、事前に教科書を読み、各自事前設問を検討した上で、授業に臨んでもらう。授業においては、基本的な規律、重要事項等について講義方式で解説を行い、随時質疑討論方式で設問を検討する。		
成績評価の方法		
原則として期末試験によって評価するが、毎回の授業における準備、能動的参加の程度を加味することもあり得る。成績評価は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。		
授業計画		
第1回 倒産処理手続の必要性和理念		
第2回 破産手続の概要、破産手続開始の要件		
第3回 破産手続開始の効果		
第4回 破産管財人、破産手続の機関		
第5回 破産財団、係属中の訴訟手続等の帰趨		
第6回 破産債権、多数債務者関係と破産債権		
第7回 破産債権の届出・調査・確定		
第8回 財団債権、取戻権		
第9回 別除権		
第10回 契約関係の処理		
第11回 相殺権・否認権(1)		
第12回 否認権(2)		
第13回 配当、破産手続の終了		
第14回 法人の役員の責任、破産犯罪		
第15回 期末試験		
(消費者破産と民事再生法は、倒産法2で学修する。)		
使用教材		
教科書(購入必須):伊藤真「破産法・民事再生法(第2版)」有斐閣、倒産判例百選(第5版)有斐閣		
参考書(購入任意):山本和彦著「倒産処理法入門(第4版)」有斐閣		
前提履修科目		
なし		

展開・先端科目

科 目	倒産法 2 （前期）	単 位
		2
担 当	上野 保	
授業内容の概要		
破産法の一部（消費者破産）と民事再生法について学修する。特に、民事再生法については、破産法の知識を前提に、再建型倒産手続特有の問題を扱うこととする。破産法の復習と民事再生法の学修を通じて、倒産処理法全体についての理解を深め、具体的な事案へ適用し、問題を解決する能力の向上を目指す。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムにレジュメと事前設問を掲載するので、事前に教科書を読み、各自事前設問を検討した上で、授業に臨んでもらう。授業においては、基本的な規律、重要事項等について講義方式で解説を行い、随時質疑討論により設問を検討する。		
成績評価の方法		
原則として期末試験によって評価するが、毎回の授業における準備、能動的参加の程度を、成績評価に加えることもあり得る。成績評価は、A・B・C・D・FまたはN（不可）の5段階とする。		
授業計画		
第 1 回 免責、復権 第 2 回 再建型倒産手続の概要、民事再生事件の流れ、申立て 第 3 回 保全処分、開始決定 第 4 回 民事再生手続の機関、再生債務者の地位 第 5 回 再生債権、共益債権 第 6 回 債権の届出・調査・確定 第 7 回 契約関係の処理 第 8 回 取戻権、担保権の処遇 第 9 回 相殺権、否認権 第10回 再生の手法、事業譲渡の手続 第11回 財産評定、再生計画案の作成 第12回 再生計画の認可と効力、再生計画の履行・変更 第13回 簡易再生・同意再生、再生手続の廃止、倒産手続間の移行 第14回 個人再生手続 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）：伊藤真「破産法・民事再生法（第2版）」有斐閣、倒産判例百選（第5版）有斐閣 参考書（購入任意）：山本和彦著「倒産処理法入門（第4版）」有斐閣		
前提履修科目		
倒産法 1 を受講していることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	企業結合法・閉鎖会社法 （後期隔週）	単 位
		2
担 当	前田 修志	
授業内容の概要		
商法が予定する一般的な「株式会社」像から乖離した実態がある場合として、複数の株式会社が法的・経済的に一体性を有しているような企業結合関係と、株主の流動性がなく、「所有と経営の分離」がみられないような、小規模で閉鎖的な会社に関する諸問題をとりあげる。前半では企業結合関係について、合併・会社分割という商法の規制がある形態から、親子会社・企業グループなど、商法の規制が十分ではないものまで広く対象とする。後半では、小規模閉鎖会社に生じる紛争をとりあげ、紛争の実態並びに紛争解決の方法を検討する。		
授業方法		
あらかじめ設問を設定し、予習のための関連判例・参考文献を指示して、十分に事前の検討を行わせる。当日は設問に関連する法規制の概要に関する解説・討論を行う。参加者の人数に応じて、講義・質疑応答の態様を変えるが、会社法の基本知識の確認を交えつつ、事例・参考資料に即した応用的な解釈論について、解説及び討論を行う。（なお、授業計画については、進度との関係で調整することがある）		
成績評価の方法		
試験（テークホーム試験：8割）及び平常点（2割）によってA・B・C・D・F（N）の5段階評価をする。平常点については講義時の質疑応答を基準とし、授業への参加の態様が悪い者（過度の遅刻・授業妨害、欠席届の提出のない無断欠席など）については減点する。		
授業計画		
第1回 企業結合関係の形成と法		
第2回 組織再編行為と株主・新株予約権者の地位		
第3回 組織再編行為と債権者の地位		
第4回 株式交換・株式移転と利害関係の調整		
第5回 組織再編規制総合		
第6回 親子会社（1） - 親会社株主の地位		
第7回 親子会社（2） - 親会社取締役の責任（子会社株主・債権者保護）		
第8回 法人格否認の法理		
第9回 企業結合法をめぐる諸問題（進度調整）		
第10回 新設型組織再編手続（会社の設立手続との比較）		
第11回 閉鎖会社（1） ～ 小規模閉鎖会社における支配権紛争の形態と法規制		
第12回 閉鎖会社（2） ～ 利害関係人間の利害調整		
第13回 閉鎖会社（3） ～ 閉鎖会社の経営機構、会社の解散		
第14回 持分会社		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）： 特になし		
参考書（購入任意）： 版が改訂されている場合には最新版を購入すること		
江頭憲治郎：『株式会社法』（第4版） 有斐閣 平成23年		
前提履修科目		
会社法1・2のいずれも履修済であることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	経済法 2 （前期集中）	単 位
		2
担 当	瀧川 和彦	
授業内容の概要		
本講義は、経済活動の基本法である独占禁止法を体系的に学び、学びとった知識の応用力を高めることで、経済法に求められる問題解決能力を養成する。「経済法 2」では、独占禁止法の 3 本柱の 1 つである不公正な取引方法、そして、グローバル経済において重要性が高まりつつある企業結合規制を重点的に取り扱う。授業では、講義形式のインプットと、事例分析を中心とした問題演習によるアウトプットを適宜行なうことで、司法試験に対応するための経済法の知識を効率的に習得し、応用力を高めていく。		
授業方法		
本講義は、講義形式による知識のインプットと事例分析を中心とした問題演習によるアウトプットを行う。		
成績評価の方法		
成績評価は、期末試験・問題演習及び平素の講義に際しての授業への参加姿勢などを総合的に評価し決定する。A・B・C・D・FまたはN(不可)の 5 段階とする。		
授業計画		
第 1 回 独占禁止法の基本的な考え方 第 2 回 企業結合規制（1）市場画定 第 3 回 企業結合規制（2）競争圧力・参入分析 第 4 回 企業結合規制（3）企業結合の手続 第 5 回 企業結合規制（4）一般集中規制 第 6 回 不公正な取引方法（1）不当な差別的取扱 第 7 回 不公正な取引方法（2）不当な差別対価 第 8 回 不公正な取引方法（3）不当対価取引 第 9 回 不公正な取引方法（4）不当な顧客誘引 第 10 回 不公正な取引方法（5）事業活動の不当な拘束 第 11 回 不公正な取引方法（6）取引上の地位の不当利用 第 12 回 不公正な取引方法（7）取引妨害・内部干渉 第 13 回 不公正な取引方法（8）不公正な取引方法に対する課徴金 第 14 回 民事的救済制度 第 15 回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）： 金井ほか編著『独占禁止法』（弘文堂，第 4 版，2013） 金井ほか編著『ケースブック独占禁止法』（弘文堂，第 3 版，2013） 舟田ほか編『経済法判例・審決百選』（有斐閣，2010） 参考書（購入任意）： 岸井大太郎ほか『経済法』（有斐閣，第 7 版，2013） 土田和博ほか『演習ノート経済法』（法学書院，2008）		
前提履修科目 特になし		

展開・先端科目

科 目	知的財産法1 (特許法、実用新案法、意匠法)	(後期)	単 位 2
担 当	牧野 和夫		

授業内容の概要

知的財産法1では、知的財産六法のうち**特許法、実用新案法、意匠法**の主要な論点とその分析方法、解決策や方向性への導き方を実務的な視点から習得させることを目的とする。サイバースペース上の特許(ビジネスモデル特許)の法的保護のあり方も含む。関連法令・判例ルール(必要な海外の法令・判例も適宜紹介する)をベースに、法的問題点と解決策への考え方を身に付ける。企業経営や知的財産戦略の視点からも検討を加える。

授業方法

基本ルールの習得については、重要判例の分析を中心に受講者の予習に委ねることを前提とする。講義では、重要判例の理解を通じて基本ルールの運用・活用・応用などの実務面のスキル習得を中心に行う。

成績評価の方法

成績評価は、A、B、C、D、FまたはNの5段階とする。試験と授業への貢献を総合的に評価する。内訳は、70%:期末のテイクホーム試験の結果、及び、30%:出席及び授業への貢献度とする。

授業計画

第1回

オリエンテーション(知的財産法の体系、日米特許戦争、日米プロパテント政策)

第2回

特許(1) 発明と特許要件(その1)

第3回

特許(2) 発明と特許要件(その2)

第4回

特許(3) 特許を受ける権利、発明者の権利

第5回

特許(4) 職務発明

第6回

特許(5) 出願手続、出願公開、審査請求

第7回

特許(6) 拒絶査定、補正、登録

第8回

特許(7) 審判、審決等取消訴訟

第9回

特許(8) 特許権の効力

第10回

特許(9) 権利侵害、侵害に対する救済、罰則

第11回

特許(10) 特許権の利用

第12回

特許(11) 特許のまとめ

第13回

実用新案・意匠

第14回

国際条約 パリ条約、特許協力条約(国際出願)

第15回

期末試験

使用教材

教科書(購入必須) : 「判例百選・特許・第四版」有斐閣
牧野和夫著「知的財産法講義」税務経理協会

毎回のテーマに関する教材や参考文献・資料は事前告知又は配布する。

前提履修科目 なし

展開・先端科目

科 目	知的財産法 2（著作権法、商標法、不正競争防止法）（前期）	単 位
		2
担 当	牧野 和夫	

授業内容の概要

知的財産法 2 では、知的財産六法のうち**著作権法、商標法、不正競争防止法**の主要な論点とその分析方法、解決策や方向性への導き方を実務的な視点から習得させることを目的とする。デジタルコンテンツ、キャラクター権、パブリシティー権、サイバースペース上の知的財産の法的保護のあり方も含む。関連法令・判例ルール(必要な海外の法令・判例も適宜紹介する)をベースに、法的問題点と解決策への考え方を身に付ける。企業経営や知的財産戦略の視点からも検討を加える。

授業方法

各授業は、**基本的ルールの説明・理解 + 重要判例の研究**の形式で進める。
基本ルールの習得については、概説書の理解を中心に受講者の予習に委ねることを前提とする。
講義では、重要判例の理解を通じて基本ルールの運用・活用・応用などの実務面のスキル習得を中心に行う。

成績評価の方法

成績評価は、A、B、C、D、FまたはNの5段階とする。試験と授業への貢献を総合的に評価する。
内訳は、70%:期末のテイクホーム試験の結果、及び、30%:出席及び授業への貢献度とする。

授業計画

第1回

オリエンテーション(知的財産法の概要)

第2回

著作権(1) 著作物(1): 著作物の定義・種類、データベース、キャラクター、法人著作・職務著作

第3回

著作権(2) 著作物(2): プログラム著作物、ゲームソフト

第4回

著作権(3) 編集著作物、音楽著作権の保護、著作権の間接侵害

第5回

著作権(4) 著作者人格権、著作財産権、国際的著作権侵害

第6回

著作権(5) 二次的著作物、著作財産権、著作権の保護期間、著作権に対する制限(私的複製など)

第7回

著作権(6) デジタルコンテンツ保護

第8回

著作権(7) 肖像権・パブリシティー権

第9回

著作権(8) 国際条約(ベルヌ条約・万国著作権条約)、著作権侵害と民事救済・刑事罰

第10回

商標(1) 商標の目的・機能、登録要件、類似、商標権の移転・使用許諾、防護標章制度

第11回

商標(2) 商標権侵害と救済・刑事罰、商標登録の不使用取消審判、

第12回

不正競争防止法(1) 周知表示混同惹起行為、著名表示冒用行為、商品形態模倣行為

第13回

不正競争防止法(2) 営業秘密の保護、企業の営業秘密管理戦略、ドメインネームの保護

第14回

著作権のまとめ

第15回

期末試験

使用教材

教科書(購入必須)： 「判例百選・著作権・第四版」有斐閣
牧野和夫著「知的財産法講義」税務経理協会
毎回のテーマに関する教材や参考文献・資料は事前告知又は配布する。

前提履修科目

なし

展開・先端科目

科 目	国際関係法（私法系）１ （後期）	単 位
		2
担 当	山田 恒久	
授業内容の概要		
国際私法は、「渉外的な私法関係に適用するべき法を指定する規則」です。そして、その成文法規は「法の適用に関する通則法（以下通則法）」です。この『国際関係法（私法系）１』では、この「通則法」の規定の内、特に、<u>財産関係の分野</u>について、具体的事例へ適用する方法に習熟することを主たる目的とします。		
授業方法		
「通則法」の適用のためには、 単位法律関係、連結点、準拠法の定型的な関連の把握、及び、 具体的生活事実の単位法律関係へのあてはめ(法律関係の性質決定)などの訓練が必要となります。 特に、 の訓練のためには、単位法律関係が明瞭に把握できる簡潔な設例による、プロブレムメソッドと、単位法律関係が把握しにくい裁判例などを用いた、ケースメソッドなどの方法を用いることを予定しています。		
成績評価の方法		
定期試験の成績（８０点）と、講義時間内に提示する課題の提出・達成度（２０点）を総合して、相対評価で評価します。		
授業計画		
第１回 国際私法総論-抵触法と実質法、国際私法の基本概念 第２回 自然人・法人の権利能力、失踪宣告 第３回 自然人・法人の行為能力、後見等 第４回 物権の静態 - 物権の種類・効力など 第５回 物権の動態 - 物権変動 第６回 契約の実質的成立要件 第７回 契約の形式的成立要件 第８回 消費者契約・労働契約の特則 第９回 事務管理、不当利得 第１０回 不法行為 第１１回 債権債務関係 - 債権者取消権、債権者代位権、相殺 第１２回 財産関係事件の国際裁判管轄 第１３回 外国判決の承認と執行 第１４回 まとめの問題演習 第１５回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）： 澤木・道垣内正人 著 「国際私法入門 [第７版] 」(有斐閣双書) 有斐閣 ２０１２．３ 参考書（購入推奨）： 櫻田嘉章 著 「国際私法[第６版] 」(有斐閣Ｓシリーズ) 有斐閣 ２０１２．１２ 横山 潤 著 「国際私法」 三省堂 ２０１２．３ 松岡 博 編 「国際関係私法入門 [第３版]」 有斐閣 ２０１２．４		
前提履修科目 特にありません		

展開・先端科目

科 目	国際関係法（私法系）2 （前期）	単 位 2
担 当	山田 恒久	
授業内容の概要		
国際私法は、「渉外的な私法関係に適用するべき法を指定する規則」です。そして、その成文法規は「法の適用に関する通則法（以下通則法）」です。この『国際関係法（私法系）2』では、この「通則法」の規定の内、特に、<u>身分関係の分野</u>について、具体的事例へ適用する方法に習熟することを主たる目的とします。		
授業方法		
「通則法」の適用のためには、 単位法律関係、連結点、準拠法の定型的な関連の把握、及び、 具体的生活事実の単位法律関係へのあてはめ(法律関係の性質決定)などの訓練が必要となります。 特に、 の訓練のためには、単位法律関係が明瞭に把握できる簡潔な設例による、プロブレムメソッドと、単位法律関係が把握しにくい裁判例などを用いた、ケースメソッドなどの方法を用いることを予定しています。		
成績評価の方法		
定期試験の成績（ 8 0 点 ）と、講義時間内に提示する課題の提出・達成度（ 2 0 点 ）を総合して、相対評価で評価します。		
授業計画		
第 1 回 国際私法総論-反致と公序		
第 2 回 婚姻の実質的成立要件		
第 3 回 婚姻の形式的成立要件		
第 4 回 婚姻の身分的効力		
第 5 回 婚姻の財産的効力		
第 6 回 離婚		
第 7 回 嫡出親子関係の成立		
第 8 回 非嫡出親子関係の成立		
第 9 回 養親子関係の成立		
第 1 0 回 親子間の権利義務関係		
第 1 1 回 扶養		
第 1 2 回 相続・遺言		
第 1 3 回 身分関係事件の国際裁判管轄		
第 1 4 回 まとめの問題演習		
第 1 5 回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）： 澤木・道垣内正人 著 「国際私法入門 [第 7 版] 」（有斐閣双書）有斐閣 2 0 1 2 . 3		
参考書（購入推奨）： 櫻田嘉章 著 「国際私法[第 6 版] 」（有斐閣 S シリーズ）有斐閣 2 0 1 2 . 1 2 横山 潤 著 「国際私法」 三省堂 2 0 1 2 . 3 松岡 博 編 「国際関係私法入門 [第 3 版]」 有斐閣 2 0 1 2 . 4		
前提履修科目 特にありません		

展開・先端科目

科 目	租税法 1 （前期）	単 位
		2
担 当	山下 清兵衛	
授業内容の概要		
租税法領域における「法の支配」の内容を明らかにするとともに、司法の行政に対するコントロールと納税者の権利についての基本的な考え方を修得することが、この講義の目的である。この講義の内容は、担当教員が関与した租税判例等を素材として、租税訴訟を遂行できる法律家として最低限必要な知識の修得と、憲法理論と行政法理論を基礎とし税法の理解が深まるように配慮する。租税法 1 は所得税を中心とする。		
授業方法		
毎回のテーマ判例に関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と課題レポート、及び期末試験に基づいて評価する。成績はA、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。 課題レポートは、2～3回程度とし、講義の基本的な内容を理解しているかどうかを確認するものとする。期末試験は事例問題とし、具体的な事例を素材として、問題を処理できるかどうかの能力をみる。		
授業計画		
第1回 所得の概念 第2回 所得の種類と計算 第3回 所得の年度帰属 第4回 譲渡所得の課税要件 第5回 事業所得の課税要件 第6回 給与所得の課税要件 第7回 不動産所得の課税要件 第8回 一時所得の課税要件 第9回 所得税法判例検討(1) 第10回 所得税法判例検討(2) 第11回 所得税法判例検討(3) 第12回 所得税法判例検討(4) 第13回 所得税法判例検討(5) 第14回 所得税法判例検討(6) 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須):ジュリスト『租税判例百選〔第5版〕』〔有斐閣〕 担当教員が作成した教材を使用し、また、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを提供する。 参考書(購入任意): 金子宏『租税法〔第18版〕』〔弘文堂〕		
前提履修科目		
なし		

展開・先端科目

科 目	租税法 2 （後期）	単 位
		2
担 当	山下 清兵衛	
授業内容の概要		
租税法領域における「法の支配」の内容を明らかにするとともに、司法の行政に対するコントロールと納税者の権利についての基本的な考え方を修得することが、この講義の目的である。この講義の内容は、担当教員が関与した租税判例等を素材として、租税訴訟を遂行できる法律家として最低限必要な知識の修得と、憲法理論と行政法理論を基礎とし税法を理解できる授業とする。租税法 2 は法人税を中心とする。		
授業方法		
毎回のテーマ判例に関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と課題レポート、及び期末試験に基づいて評価する。成績はA、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。 課題レポートは、2～3回程度とし、講義の基本的な内容を理解しているかどうかを確認するものとする。期末試験は事例問題とし、具体的な事例を素材として、問題进行处理できるかどうかの能力をみる。		
授業計画		
第1回 事業体課税の構造 第2回 損益取引と資本等取引 第3回 公正処理基準と租税法 第4回 益金の範囲 第5回 損金の範囲 第6回 同族会社の行為計算の否認 第7回 親子会社間の所得帰属 第8回 寄附金訴訟 第9回 交際費訴訟 第10回 役員給与訴訟 第11回 リース取引訴訟 第12回 法人税法判例検討(1) 第13回 法人税法判例検討(2) 第14回 法人税法判例検討(3) 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須):ジュリスト『租税判例百選〔第5版〕』〔有斐閣〕 担当教員が作成した教材を使用し、また、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを提供する。 参考書(購入任意): 『新・裁判実務体系 租税争訟〔改訂版〕』〔青林書院〕		
前提履修科目		
なし		

展開・先端科目

科 目	会社関係訴訟論 （後期）	単 位
		2
担 当	江口 眞樹子	
授業内容の概要		
会社訴訟事件については、訴訟手続や判決の効力に関して会社法において特別の規定が設けられ、事件の審理にあたって一般の民事訴訟事件とは異なる取り扱いがなされている。これら会社法特有の手続きの基礎を理解し確認するとともに、重要な裁判例および最近の重要判例を取り上げて、その法理を把握し理解することがこの授業の目的である。		
授業方法		
基本的に講義形式で進めるが、履修者との質疑応答等を含め、履修者の活発な参加を求める。履修者は予め指定された判例を読み、事実および裁判所の考え方を把握した上で、当該事案に関する法的問題を検討しておくことが必要である。授業中に小テストまたは教場レポートを実施する。詳細は授業開始時に指示する。		
成績評価の方法		
成績は期末試験および平常点を総合し、A、B、C、D、F または N の 5 段階で評価する。成績評価における期末試験の割合は 8 割、平常点は 2 割とする。平常点には、授業への参加の度合いおよび態度、授業中に小テスト等を行った場合はその点数等が含まれる。予め届け出のない欠席、理由のない頻繁な遅刻については平常点から減点するので注意されたい。		
授業計画		
第 1 回 概説 - 会社訴訟の特色		
第 2 回 役員の責任に関する訴訟（ 1 ）会社の取締役に対する責任追及訴訟		
第 3 回 役員の責任に関する訴訟（ 2 ）会社の取締役に対する責任追及訴訟		
第 4 回 役員の責任に関する訴訟（ 3 ）株主代表訴訟・違法行為の差止め		
第 5 回 役員の責任に関する訴訟（ 4 ）取締役の第三者に対する責任追及訴訟		
第 6 回 役員の地位等に関する訴訟		
第 7 回 株主総会決議に関する訴訟（ 1 ）決議取消し、不存在及び無効確認の訴え		
第 8 回 株主総会決議に関する訴訟（ 2 ）決議取消し、不存在及び無効確認の訴え		
第 9 回 取締役会決議に関する訴訟		
第 1 0 回 株主権に関する訴訟（ 1 ）譲渡承認請求、名義書換請求		
第 1 1 回 株主権に関する訴訟（ 2 ）計算書類、会計帳簿等閲覧請求訴訟		
第 1 2 回 設立無効の訴え		
第 1 3 回 新株発行等に関する訴訟		
第 1 4 回 合併無効等に関する訴訟		
第 1 5 回 期末試験		
授業の進捗状況によって授業計画が変更される場合もあるが、その際は予め受講者に告知する。		
使用教材		
教科書（購入必須）：		
江頭憲治郎他編・会社法判例百選〔第 2 版〕（別冊ジュリスト）有斐閣（平成 23 年）		
参考書（購入推奨）：		
江頭憲治郎『株式会社法〔第 4 版〕』有斐閣（平成 23 年）		
神田秀樹『会社法〔第 15 版〕』弘文堂（平成 25 年）		
その他、必要に応じて指示する。		
前提履修科目		
会社法1および会社法2の単位を取得していることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	コーポレートガバナンス（前期）	単 位
		2
担 当	土田 亮	

授業内容の概要

コーポレート・ガバナンスとは、株式を公開している会社の経営者による支配を問題とする概念である。法律問題だけではなく、経営学、社会学、倫理学などの観点からも議論されるが、本講義は、会社法の視点を中心に企業の在り方を考える。わが国におけるコーポレート・ガバナンスの議論の現状を概観し、2006 年に施行された会社法は、コーポレート・ガバナンスについてどのような態度をとっているかを考え、わが国の株式会社における株主総会、取締役会などの機関の在り方、コーポレート・ガバナンス関連の諸制度について学修し、会社のあり方について考える。

授業方法

講義形式で基本的な議論について説明をしたうえで、質疑、討論によって当該テーマに関する理解を深める。TKC教育研修システムにより毎回のテーマに関する参考文献・参考資料・判例などを掲示し、事前の検討に供する。

成績評価の方法

原則として期末試験の成績によって評価するが、出席を含む授業への参加態度を加味する場合がある。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。

授業計画

第1回 会社とは何か、日本の会社法の歴史
第2回 コーポレート・ガバナンスと株主利益最大化原則
第3回 コーポレート・ガバナンスと会社法の強行法規性
第4回 コーポレート・ガバナンスから見た会社法の改正
第5回 善管注意義務の意義と理論
第6回 経営判断の原則
第7回 敵対的買収と防衛策(1)
第8回 敵対的買収と防衛策(2)
第9回 代表訴訟の理論と現実(1)
第10回 代表訴訟の理論と現実(2)
第11回 コーポレート・ガバナンスと政治献金
第12回 内部統制システム
第13回 コーポレート・ガバナンスと会計
第14回 コーポレート・ガバナンスから見た会社の経営機構
第15回 期末試験

授業計画は変更されることがある。

使用教材

教科書(購入必須)： 必要な資料はあらかじめ TKC にアップをする

参考書(購入任意)： 江頭憲治郎「株式会社法」(第4版)有斐閣、落合誠一「会社法要説」有斐閣

前提履修科目 会社法1, 2を履修済みであることが望ましい。

展開・先端科目

科 目	金融商品取引法 （前期）	単 位 2
担 当	松岡 啓祐	

展開・先端科目

金融商品取引法（2007年までは証券取引法。以下、金商法とする）に関する、知識の習得を目的とする。金商法は、国家経済の中心である証券市場・資本市場を支える法であり、上場とそれに伴う巨額の資金調達（IPO）、企業買収（M&A）、株式の大量取得といった事項やインサイダー取引、不正な株価操作等といった問題に関連して、近時においてビジネス上のニーズが非常に高くなっている。ライブドア事件や西武鉄道事件といった著名な事件も多い。そこで、法規制の基本的な内容のみならず、様々な裁判例や具体的な事件を取り上げながら、そうした法制度への理解を深めていくことにする。

授業方法

講義方式を基本としながら、なるべく双方向の対話型・ソクラティックメソッドによる質疑応答を行っていく。そこで、受講者はあらかじめ教科書や裁判例等の資料を必ず読み、必要な文献の調査・分析をし、提示された課題を行ったうえで、積極的に授業に臨むことが求められる。授業においては、担当教員によるそのテーマの説明に続き、質疑応答により受講者の理解を深め、より実践的な能力を養成していく。「金融商品取引法の条文」をかなり見るので、テキストとともに六法の所持は不可欠である。

成績評価の方法

期末試験および毎回の授業における積極的な参加の程度により、評価する。評価はA・B・C・D・FまたはN（不可）の5段階による。

授業計画

第1回 金商法の全体像

第2回 金商法の目的、会社法等との関連、規制監督機関

第3回 金融商品と有価証券・デリバティブ取引の意義と範囲、投資商品の規制に関する問題

第4回 発行市場に関する情報開示等の規制

第5回 発行市場規制と私募規制等

第6回 流通市場に関する情報開示の規制

第7回 流通市場開示の続き、公認会計士・監査法人制度と近時の粉飾決算、内部統制問題

第8回 企業の合併・買収（M&A）と株式公開買付（TOB）制度

第9回 株式公開買付制度 と大量保有報告書制度（5%ルール）

第10回 インサイダー取引規制 ：規制の概要・要点

第11回 インサイダー取引規制 ：具体的事例の検討等

第12回 相場操縦・風説の流布等の規制

第13回 証券会社等に関する様々な勧誘規制 ：説明義務、適合性ルール等

第14回 勧誘に関する規制 ：関連判例の動向、実務的な配慮

第15回 定期試験

使用教材

教科書（購入必須）：松岡啓祐『最新金融商品取引法講義[第2版]』（中央経済社、2012年）

参考書（購入任意）：講義中に随時指示する。

前提履修科目

なし。ただ、前提ではないが、関連科目として、会社法関連科目や金融法の受講を推奨する。

科 目	リサーチペーパー（前期）（後期）	単 位 1
担 当	新屋達之	

授業内容の概要

本科目は、法学に関する学術論文の作成を目的とします。論文は、選択したテーマについて、従来の研究を踏まえ、新たに分析（実証研究の場合は調査）を行い、自己の見解（実証研究の場合は知見）を提示するものである必要があります。実質的に、短めの修士論文を書くことに相当します。従って、まず選択した問題に関する従来の研究論文を網羅的に収集検討することから作業を始めることとなります。本学に所蔵しない文献の収集については図書館スタッフに相談するようしてください。執筆方法・文献引用については、学術論文のスタイルを踏まえることが求められます。

なお、担当教員は運営全体の統括を担当するもので、実際の指導は、各履修学生の希望及び研究テーマによって選定され指導を引き受けた本学専任教員が行ないます。

1．仮登録・正規登録

（１）仮登録：履修希望者は、氏名、学生番号、テーマ、希望する指導専任教員、400字程度のテーマ説明をA4用紙1枚に横書きし、前・後期とも仮履修登録時までに事務局に提出してください。その際、希望する指導教員と事前に協議し、承諾を得ておくこと。

（２）正規登録：前・後期とも各学期の通常の登録期間中とします。履修取消期間も、他科目と同一です。

2．対象分野・分量

法学（解釈論、実務分析、歴史的・哲学的・実証的研究、政策論等を含む）の全分野。ただし、専任教員の中に指導教員が確保できるものとし、分量は1万字～2万字とします。

3．前提履修科目

特になし。ただし、指導を希望する教員に研究計画を説明して事前に了承を得ることが必要ですが、当該教員がテーマないし当該学生の知識・学力などを考慮して指導を断ることもありえます。

4．共同セミナー

前・後期とも、学期開始直後に、学術論文の基本的作法その他について、担当教員が第1回共同セミナーを行います。それまでの間に、選択したテーマに関する古典的文献や最近の研究業績を検索・検討し、テーマの絞り込みと整理に努めることを勧めます。事後の指導は、学生と論文指導にあたる担当教員相互のコンタクトによります。

更に、最終授業日の約1ヶ月前に第2回共同セミナーを行い、論文作成の進行状況を確認するものとします。なお、状況如何では、第1回、第2回の中に臨時のセミナーを行なう予定です。

5．ペーパー提出

前・後期とも、提出期限は期末試験最終日の約1週間後とし、履修者は、指示に基づき、完成論文を事務局に提出しなければなりません。

6．成績評価

可否の2段階評価。

7．その他

提出された論文は図書館に保存され、執筆者の承諾がある場合には、他の学生の閲覧にも供します。また、審査の結果、優秀論文とされた場合、加筆・修正のうえ、本学紀要に掲載されることがあります。

日程などの告知は、すべてTKCシステム「リサーチペーパー」欄によります。